

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊名寄駐屯地
第342会計隊長 石渡 真宣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
4LX31MD00100	4MH81AM5339 0001		18				
品名 または 件名							
浄水施設総合点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
名寄駐業				業務隊管理科 横田事務官689			
搬入場所				納 期 または 工 期			
				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊名寄駐屯地 第342会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年5月22日（水）9時00分 第342会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格申請において、2項「競争参加資格」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者。

カ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）

イ 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

(3) 入札の無効

ア 第2項及び第7項(1)で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

エ 電報・電話・FAXによる入札

オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約に虚偽又は違反した場合

キ 次の文面を記載していない入札書による入札

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

(4) 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 適用する契約条項については、駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、談合等不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、「単位対応表」を確認すること。

(7) 郵便入札

郵便による入札を認める。この際、封筒に「浄水施設総合点検役務 入札書」在中と明記し、資格審査結果通知の写しを同封し、書留郵便（簡易書留可）にて令和6年5月21日（火）17時00分までに名寄駐屯地第342会計隊へ必着とする。この際、必ず電話にて担当者に到着の確認を行うこと。（到着が双方確認できない場合があるの、必ず送付到着の確認を行うこと。）

(8) 再度入札

再度入札の実施については、別時する。

(9) 入札に関する事項の問い合わせ先

ア 仕様書等に関する事項及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊名寄駐屯地業務隊管理科（担当：横田）

TEL 01654-3-2137（内 689）

イ 入札及び契約等に関する事項及び郵便入札の送付先

陸上自衛隊名寄駐屯地第342会計隊 契約班（担当：緑川）

TEL 01654-3-2137（内 347）

FAX 01654-3-2137（切替）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示場所：名寄・旭川商工会議所、名寄・旭川各駐屯地会計隊、

イ 北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>

ウ 掲示期間：令和6年5月10日（金）～令和6年5月22日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二社の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

特記仕様書








- I 役務件名 : 浄水施設総合点検役務
- II 役務場所 : 名寄市字内淵84番地 陸上自衛隊名寄駐屯地
- III 役務期間 : 契約日から令和7年3月31日まで
- IV 役務概要 : 浄水施設機械・電気設備保守点検 一式

一般共通事項

項目	内容
1 総則	本特記仕様書及び図面は、陸上自衛隊名寄駐屯地「浄水施設総合点検役務」について必要な事項を規定する。
2 一般事項	本役務は、本特記仕様書及び図面によるほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」に基づき入念に実施する。
3 現場管理	(1) 役務場所は、常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に万全を期す。 (2) 役務着手の際には、事前に工程表を提出し監督官の承認を受ける。 (3) 交通及び自然災害に対しては十分に注意を払うとともに適切な処置を講じ、現場における安全を確保する。 (4) その他官側の規則等に従うこと。
4 書類手続	本役務に必要な書類等は、監督官の指示に従い遅滞なく提出する。
5 写真撮影	役務写真は、着手前・完了後及び実施中の隠蔽となる箇所、主要な役務段階の実施状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳に整理して監督官へ提出する。
6 後片付け	役務完了に際しては、現場の後片付け及び清掃を実施する。

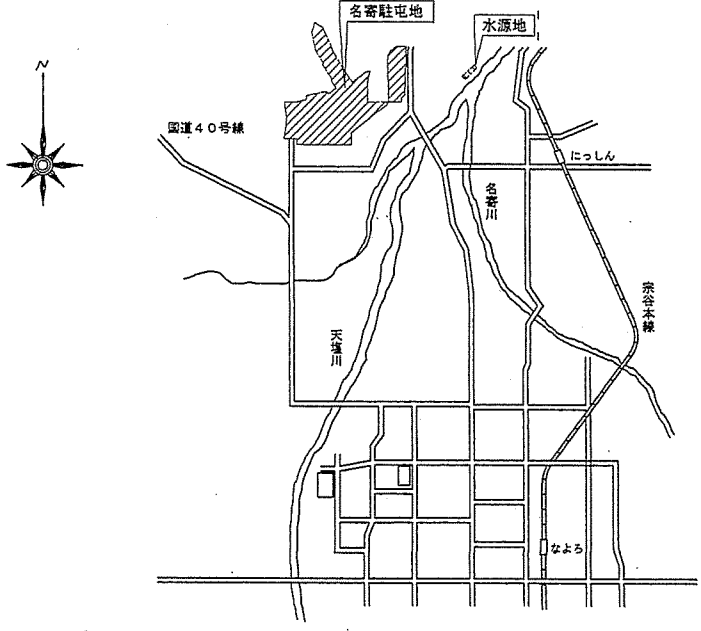
特記事項

項目	内容
1 定期点検	本役務において、本特記仕様書内の点検項目表に基づく点検を1回/年実施する。 (10月を基準)

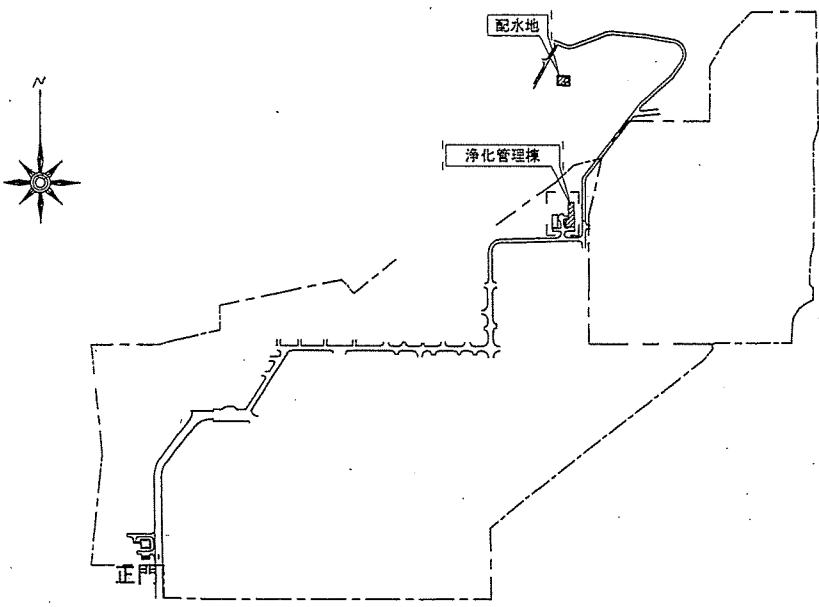
役務件名	浄水施設総合点検役務					
図面名	特記仕様書				縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	給排水係長	電気係長	設計
						
名寄駐屯地業務隊管理科				令和 6年 5月		

2	交換部品	本役務で使用する定期交換部品については、請負業者の負担で準備する。
3	不具合発生時の点検 その他	本役務の着工日から令和7年3月31日までの間に本役務の点検対象機器に不具合が発生した場合、請負業者の負担で機器点検を実施し、その結果を監督官に報告する。 機器点検の結果、軽易な不具合を確認した場合は請負業者の負担で復旧措置を講ずる。
4	その他	本役務完了後、点検結果報告書を作成し監督官に提出する。

案内図



名寄駐屯地配置図



役務名	浄水施設総合点検役務		
図名	案内図・配置図	縮尺	1/X

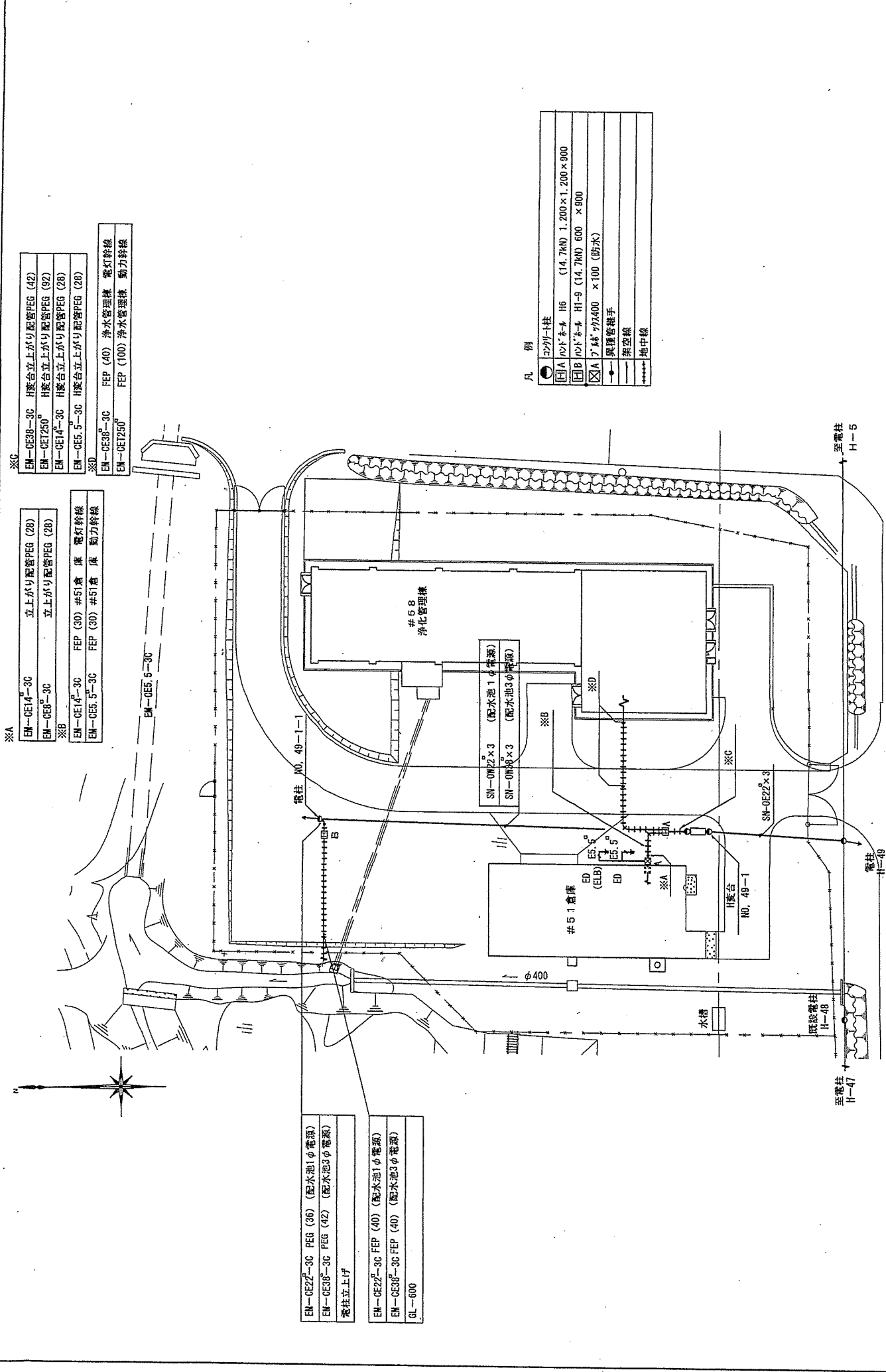
点 検 箇 所		点 検 項 目
電 氣 室	送水ポンプ盤 LP-5	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、送水ポンプ盤絶縁測定（LP-5） ポンプ回路絶縁測定：送水ポンプNo.1・No.2、浄水検水ポンプ
	ろ過池制御盤No.1 LP-3	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、ろ過池制御盤No.1絶縁測定（LP-3） ポンプ回路絶縁測定：表洗ポンプNo.1・No.2、排水移送ポンプNo.1・No.2、補給水弁
	ろ過池制御盤No.2 LP-4	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、ろ過池制御盤No.2絶縁測定（LP-4） 電動弁絶縁測定：流入弁No.1～No.4、流出弁No.1～No.4 排水弁No.1～No.4、表洗弁No.1～No.4、捨水弁No.1～No.4
	沈殿池制御盤 LP-1	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、沈殿池制御盤絶縁測定（LP-1） 電動機回路絶縁測定：ミキサー、フロキュレーターNo.1・No.2、排泥ポンプNo.1・No.2 原水検水ポンプ、処理水検水ポンプ 電動弁絶縁測定：原水流入弁、原水放流弁、排泥弁No.1-1～1-3 排泥弁No.2-1～No.2-3
	薬注制御盤 LP-2	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、薬注制御盤絶縁測定（LP-2） ポンプ回路絶縁測定：中次垂給水ポンプ
	動力引込盤	端子増締め 動力幹線絶縁測定：R相、S相、T相 主幹電圧測定：R相-S相、S相-T相、R相-T相 設置測定：D種
	電灯盤	端子増締め、ELB動作試験、施設内照明、表スイッチ、コンセント確認 外灯電灯盤各回路絶縁測定 主幹電圧測定：R相-N相、N相-S相、R相-S相
事務室	浄水設備監視盤 CP	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 警報試験、浄水設備監視盤絶縁測定（CP） 測定機器電源絶縁測定：原水色度計、原水濁度計、原水pH計、浄水残塩計・pH計 浄水濁度計、処理水pH計、前・中次垂注入機、後次垂注入機 PAC注入機、苛性ソーダ注入機、配水池残留塩素計
薬品注入機室	薬品貯蔵槽	電極棒（次垂貯蔵槽No.1・No.2、PAC貯蔵槽No.1・No.2、苛性貯蔵槽No.1・No.2）清掃 及び動作状況確認（実液で実施） 貯蔵槽・配管清掃（PAC貯蔵槽No.1）
浄 化 棟	浄水池	電極棒（浄水池水位計LF5-1、LF5-2）清掃及び動作状況確認（浄水で実施）
	ろ過池流出渠	電極棒（ろ過流出渠水位計LF5-3）清掃及び動作状況確認（浄水で実施）
	沈殿池	電極棒（沈殿池水位計LF1-1、LF1-2）清掃及び動作状況確認（ろ過原水で実施）
	排水ピット	電極棒（排水ピット水位計LF3-5）清掃及び動作状況確認（洗浄排水で実施）
	ろ過池	電極棒（ろ過池水位計LF3-1～LF3-4）清掃及び動作状況確認（ろ過原水で実施）
	ろ過原水共通渠	電極棒（ろ過原水共通渠水位計LF2-7）清掃及び動作状況確認（ろ過原水で実施）
水源 地	送水ポンプ盤	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 送水ポンプ盤絶縁測定 ポンプ回路絶縁測定：送水ポンプNo.1・No.2

役 務 名	浄水施設総合点検役務		
図 名	点 検 項 目	縮 尺	

		点 検 箇 所	点 検 項 目	
電 気 設 備	配 水 地	緊急遮断弁制御盤	端子増締め、保護装置（サーマルリレー）確認、V・Aメーター動作確認、表示灯確認 制御盤絶縁測定	
	引 込 柱	浄水施設受電設備	高圧配線、架台、変台、3相・単相トランス点検、低圧動力幹線・低圧電灯幹線ケーブル 点検、電線管状況確認 接地抵抗測定（A種、B種、D種）	
機 械 設 備	薬品注入機室薬品注入機	前・中次亜注入機	水道機工 型式 DJ2-ST1P 機番 1229DP 排出量 3.3L/h 水道機工 型式 GWR-30AJ 排出量 3.3L/h 吐出量測定、吐出圧測定、外観検査、ポンプ本体・変換器取付調整 ポンプヘッド分解・清掃	
		後次亜注入機	水道機工 型式 GWR-10AJ 排出量 1.8L/h 吐出量測定、吐出圧測定、外観検査、ポンプ本体・変換器取付調整 ポンプヘッド分解・清掃	
		PAC注入機	水道機工 型式 DJ2-ST1P 機番 1231DP 排出量 7.7L/h 水道機工 型式 GZR-360P 排出量 21.6L/h ポンプ分解点検キット交換 吐出量測定、吐出圧測定、外観検査、ポンプ本体・変換器取付調整 ポンプヘッド分解・清掃	
		苛性ソーダ注入機	水道機工 型式 GWR-60AK 排出量 6.0L/h 吐出量測定、吐出圧測定、外観検査、ポンプ本体・変換器取付調整 ポンプヘッド分解・清掃	
	薬品注入機室水質計器	原水色度計	測定槽清掃、各種詳細測定パラメータの確認、ゼロスパン校正、中央操作室（記録計）との ループ確認	
		原水濁度計	測定槽清掃、各種詳細測定パラメータの確認、ゼロスパン校正、中央操作室（記録計）との ループ確認	
		原水・処理水・浄水PH計	各部分解清掃、各種詳細測定パラメータの確認、2点校正、中央操作室（記録計）との ループ確認	
		浄水残塩計	各部分解清掃、各種詳細測定パラメータの確認、ゼロスパン校正、中央操作室（記録計） とのループ確認	
		精密濁度計	外観点検、清掃、標準校正	
	水質計器	配 水 地	浄水残塩計	各部分解清掃、各種詳細測定パラメータの確認、ゼロスパン校正、中央操作室（記録計） とのループ確認
	浄 化 棟 浄 化 機 器	混和池ミキサー	住友重機械工業 型式 C-27VMO. 5-6080-13 (0.4kw) 回転数 111.92rpm 周速 2.05m/S グリス補給、振動、絶縁、電流、温度測定	
		フロック形成池 フロキュレーター (2基)	住友重機械工業 型式 C-17VMO. 5-61250B-AV-273 (0.4kw) 回転数 1.28~6.4rpm 周速 0.14~0.7m/S グリス補給、振動、絶縁、電流、温度測定	
		沈殿池設備	傾斜板装置の目視点検、排泥弁類の絶縁・電流測定、リミットスイッチの動作確認	
浄 化 棟	急速ろ過池設備	各種電動弁の絶縁・電流測定、リミットスイッチの動作確認 ポンプ類の振動・絶縁・電流測定、運転動作確認、洗浄工程の動作確認、ろ過材の目視点検		
			役 務 名 浄水施設総合点検役務	
			図 名 点検項目 縮尺	

	交換箇所	交換部品
機械設備	前・中次亜注入機 後次亜注入機 PAC注入機 苛性ソーダ注入機	ポンプ分解キット、ブレードホース
	原水色度計	ワイパーゴム、乾燥剤
	原水濁度計	ランプ、フィルタ
	原水・処理水・浄水PH計	ガラス電極、ジャンクション
	浄水残塩計（薬品注入機室）	セラミックビーズ、回転電極

役務名	浄水施設総合点検役務		
図名	交換部品	縮尺	



※A

EM-CE14-3C	立上り配管PEG (28)
EM-CE8-3C	立上り配管PEG (28)
※B	
EM-CE14-3C	FEP (30) #51倉庫 電灯幹線
EM-CE5.5-3C	FEP (30) #51倉庫 動力幹線

※B

EM-CE38-3C	H架合立上り配管PEG (42)
EM-CE1250	H架合立上り配管PEG (92)
EM-CE14-3C	H架合立上り配管PEG (28)
EM-CE5.5-3C	H架合立上り配管PEG (28)
※D	
EM-CE38-3C	FEP (40) 浄水管理棟 電灯幹線
EM-CE1250	FEP (100) 浄水管理棟 動力幹線

※C

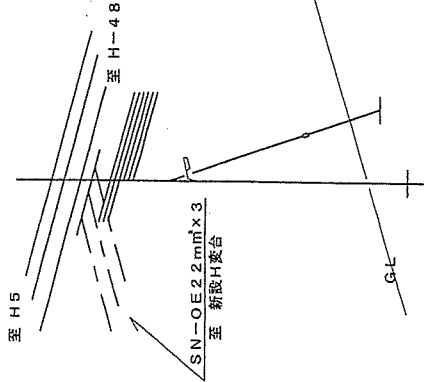
EM-CE22-3C	PEG (36) (配水池1φ電源)
EM-CE38-3C	PEG (42) (配水池3φ電源)
電柱立上げ	
EM-CE22-3C	FEP (40) (配水池1φ電源)
EM-CE38-3C	FEP (40) (配水池3φ電源)
GL-600	

凡 例

○	カマナ柱
□A	心柱 1.200 x 1.200 x 900
□B	心柱 600 x 600 x 900
□A	7.5 x 7.5 x 100 (防水)
→	真鍮管継手
—	架空線
+++++	地中線

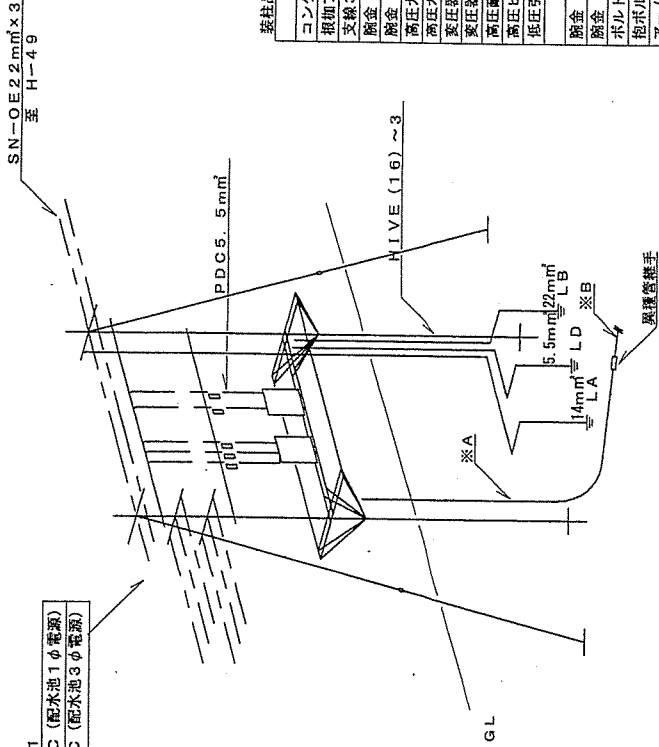
役務名 浄水施設総合点検役務
 図名 構内外線図

H-49-1



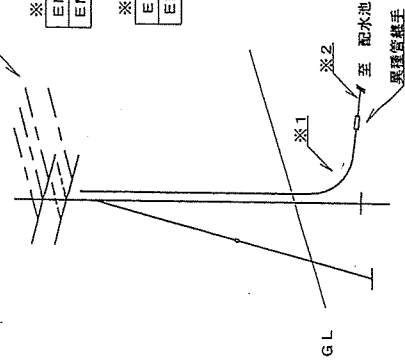
H-49-1

至 支柱 No. 101-1
 SN-CE 22mm²×3C (配水池1φ電源)
 SN-OW 32mm²×3C (配水池3φ電源)



H-101-1

至 H裏台
 SN-CE 22mm²×3C (配水池1φ電源)
 SN-OW 32mm²×3C (配水池3φ電源)



※1
 EM-CE 22mm²×3C H裏台上がり配管PEG (36) (配水池1φ電源)
 EM-CE 32mm²×3C H裏台上がり配管PEG (42) (配水池3φ電源)

※2
 EM-CE 22mm²×3C FEP (40) (配水池1φ電源)
 EM-CE 38mm²×3C FEP (40) (配水池3φ電源)

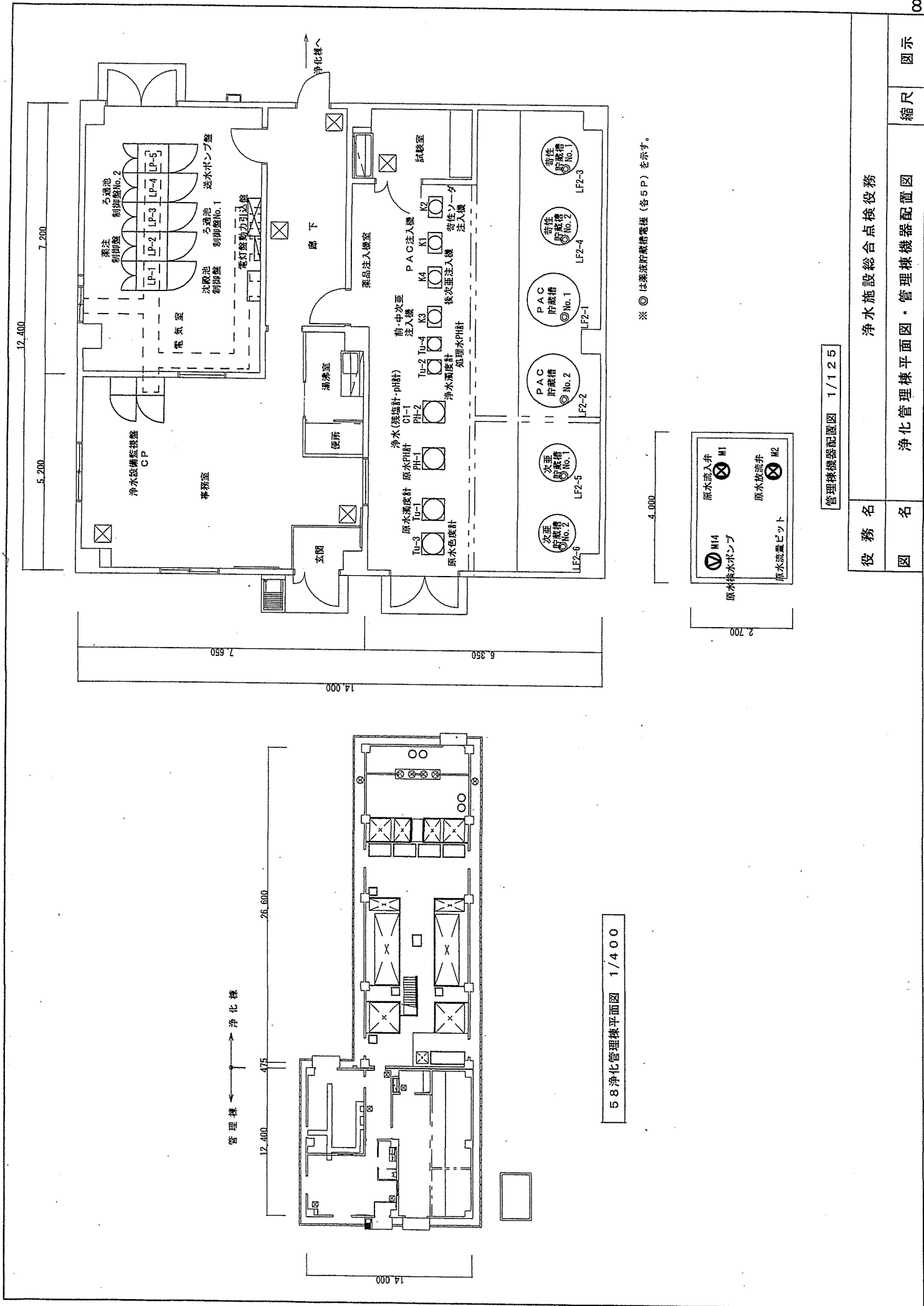
※A
 EM-CE 14mm²×3C H裏台上がり配管PEG (28)
 EM-CE 8mm²×3C H裏台上がり配管PEG (28)
 EM-CE 32mm²×3C H裏台上がり配管PEG (42)
 EM-CET 250mm² H裏台上がり配管PEG (92)

※B
 EM-CE 14mm²×3C FEP (30) #51給水所 電灯幹線
 EM-CE 8mm²×3C FEP (30) #51給水所 動力幹線
 EM-CE 38mm²×3C FEP (40) 浄化管理棟 電灯幹線
 EM-CE 250mm² FEP (100) 浄化管理棟 動力幹線

役務名 浄水施設総合点検役務

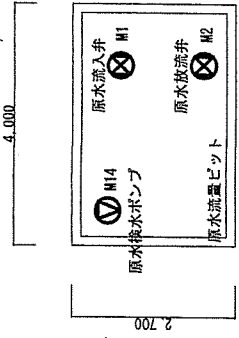
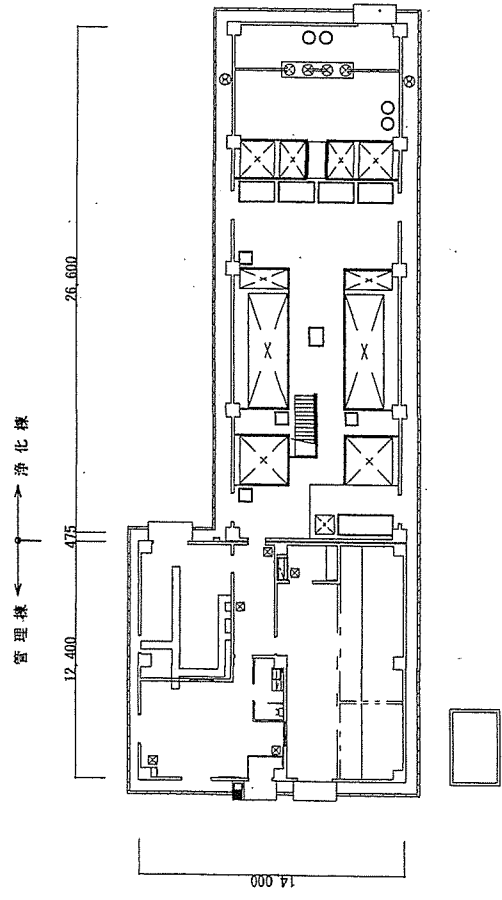
図名 柱装図

縮尺



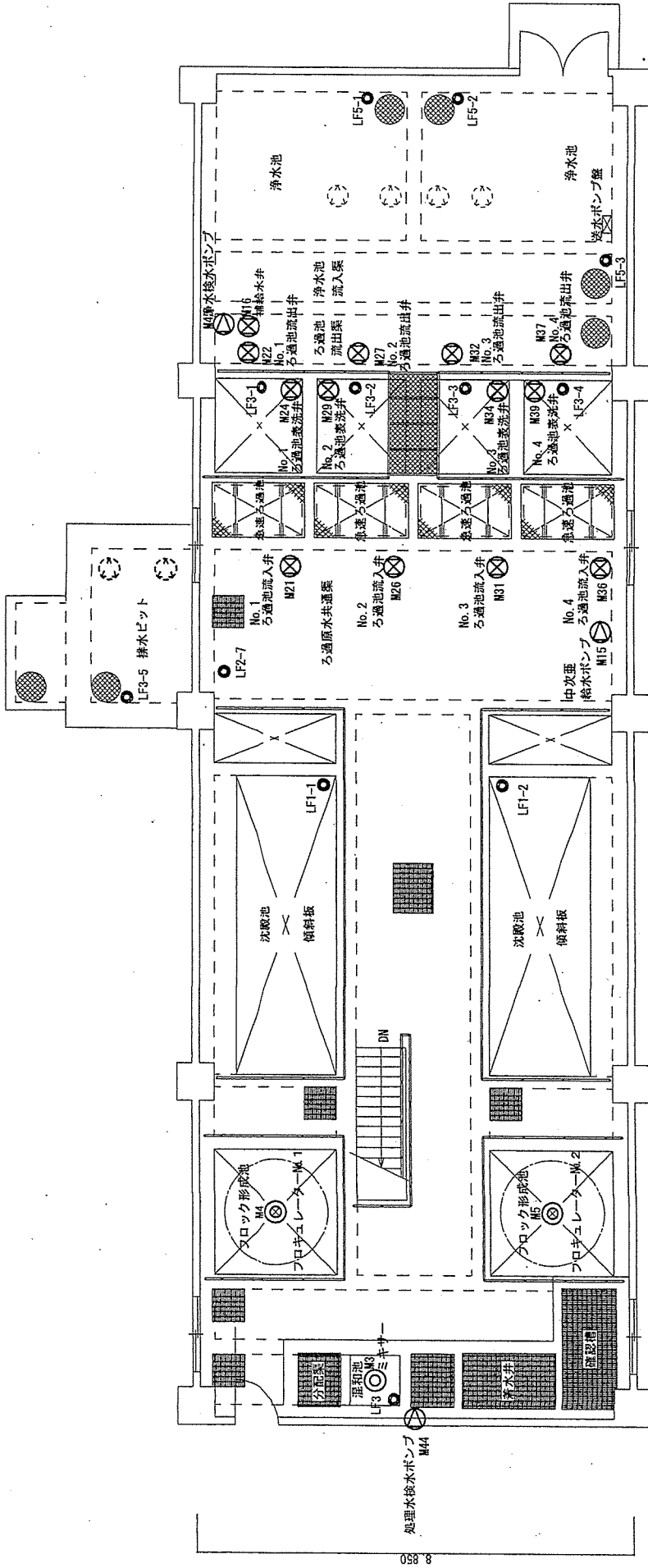
※ ◎ は薬液貯蔵槽電極 (各5P) を示す。

58 浄化管理棟平面図 1/400



管理棟機器配置図 1/125

図名	浄化管理棟平面図・管理棟機器配置図	縮尺	図示
役務名	浄水施設総合点検役務		



26.550

※ ○は電種(下記載)を示す。

記号	名称
LF1-1,2	沈殿池水位電種 3 P
LF2-7	ろ過原水共通深水位電種 5 P
LF3	汚泥池水位電種 3 P
LF3-1~3-4	ろ過池水位電種 3 P
LF3-5	排水ピット水位電種 (PH-1~9本)
LF5-1,2	浄水池水位電種 8 P
LF5-3	ろ過流出深水位電種 3 P

浄水施設総合点検業務

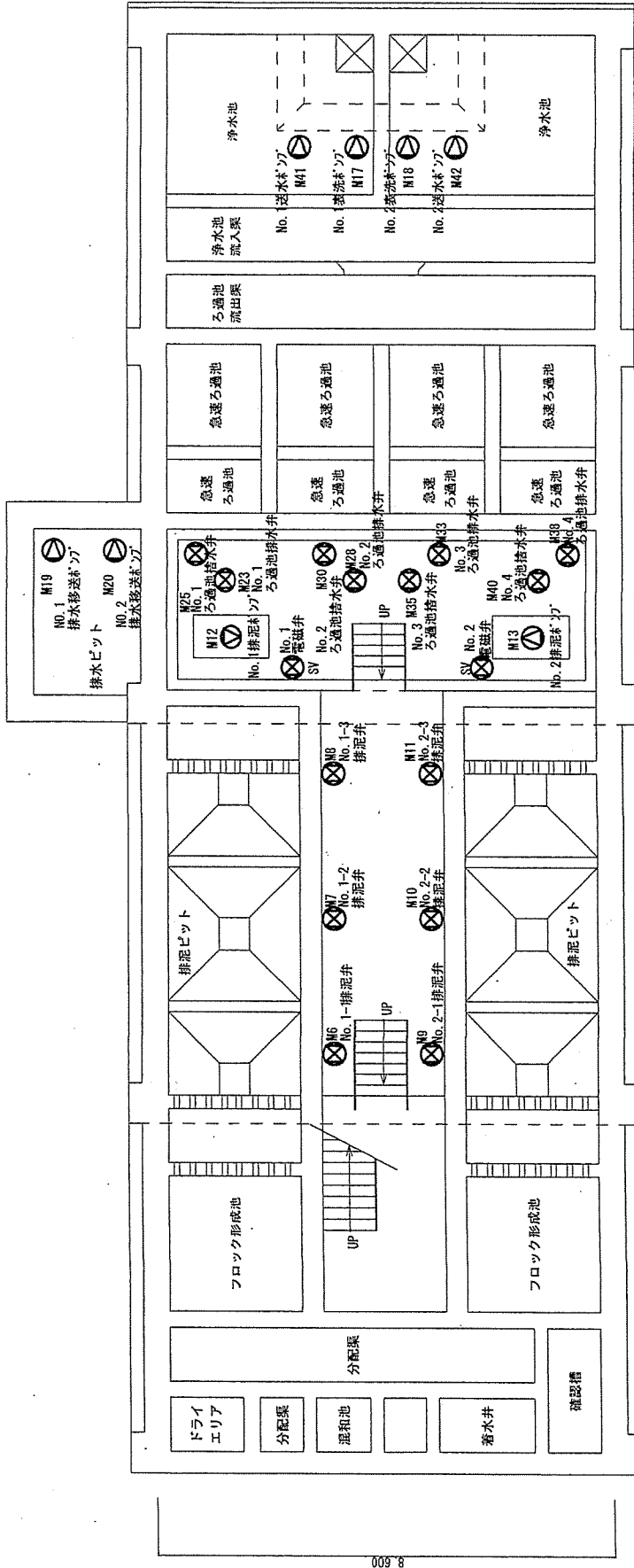
浄化棟(地上部)機器配置図

浄水施設総合点検役務

浄化棟（地下部）機器配置図

役務名

図名



26.550

8.500

入 札 書

金額¥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
浄水施設総合点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
合計					
納入（履行） 場 所	陸上自衛隊名寄駐屯地	納 期 (履行期限)		令和6年5月22日 ～ 令和7年3月31日	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊名寄駐屯地

第342会計隊長 石渡 真宣 殿

住 所

会 社 名

代表者名